

事業再評価調書^(注)

調書14

事業名	公害防止対策事業
担当	港湾局 計画整備部 環境整備担当（連絡先：06-6615-7800）
1 再評価理由	国庫補助事業で事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のもの
2 事業概要	①所在地 大阪港内〔木津川等（河川港湾重複7区域）〕
	②事業目的 有機汚泥及び有害汚泥の除去等の対策を実施することにより、大阪湾の再生に寄与すべく大阪港の水環境保全を図ることを目的とし、平成15年度からは、平成14年9月に施行された、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特措法」と略）に基づく底質ダイオキシン類の環境基準（150pg-TEQ/g以下）を受け、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であるダイオキシン類対策に取組み、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を達成することを目的に事業に取り組んでいる。 なお、大阪港港湾区域における底質ダイオキシン類について汚染原因等の究明を行った結果、有識者からなる第三者委員会において、P C B 製剤、P C P 製剤（農薬）、燃焼由来の要因が複合し、特定の発生源が単独で寄与しているものでないため、原因者の特定には至らなかったとされたことから、公害防止対策事業として事業を実施している。
	③事業内容 ・平成13年度～平成14年度（終了） 有機汚泥対策 約4万m ³ ・平成15年度～平成41年度（予定） 底質ダイオキシン類対策（環境基準を超過したダイオキシン類を含む底質対策） 純汚染量：約93万m ³ （低濃度：約88万m ³ 、中濃度：約4万m ³ 、高濃度：約0.5万m ³ ） 純汚染面積：約56万m ² 〔正蓮寺川、三十間堀川、尻無川、大正内港（福町堀）、木津川、木津川運河及び河口付近、旧住吉川の計7区域〕
	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化 平成14年度に底質ダイオキシン類の環境基準が施行されたことから、平成15～17年度にかけての調査により汚染範囲を確定し、平成18年度から特措法に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境基準を達成することを目的に対策に取り組んでいる。 また、公害財特法は平成32年度末まで延長されたが、環境省より原則無害化を求められている高濃度ダイオキシン類については、安価で迅速に無害化処理可能な技術の早期実用化や、財政措置等も含め国に働きかけている。 近年の財政状況が厳しい中、年次計画どおりの予算確保がますます難しくなっており、スケジュールどおりの事業進捗が図れなくなっている。
	②定量的効果の具体的な内容 [効果項目] 公害の防止 [受益者] ・有機汚泥対策 汚染範囲と判断された安治川等から概ね1km圏内に居住する住民世帯（対象5区） ・底質ダイオキシン対策 魚介類を主とした生物濃縮・摂食による健康保護の目的から大阪市域居住世帯
	③費用便益分析 [算出方法] 「港湾投資の評価に関する解説書2011」（平成23年7月、港湾事業評価手法に関する研究委員会編） [分析結果] 費用便益比 B/C = 7.40（総便益B：706.7億円、総費用C：95.5億円）
3 事業の必要性の視点	④定性的効果の具体的な内容 [効果項目] 大阪市域居住世帯に対し無作為に抽出して実施したアンケートにおいて、底質ダイオキシン類対策に対し費用負担をしてもよいと回答した人（約75%）のうち、約28%は水環境の向上、約61%は安全・安心の向上を挙げており、底質ダイオキシン類対策を進めることにより、市民の安全・安心の向上を図ることができるとともに、大阪港における水環境の改善の要望に応えることができる。 [受益者] 大阪市域居住世帯
	⑤事業の必要性 本事業の実施により、特措法に基づく底質ダイオキシン類の環境基準を達成するとともに、同法の規定による地方公共団体の責務として、当該地域の自然的・社会的条件に応じたダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施するものとされており、市民の更なる安心・安全を確かなものとする為にも必要である。

(注) 再々評価の場合の様式

	事業開始時点 (平成14年2月)	再評価時点 (平成18年度)	再々評価時点 (平成23年11月)
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定 ・有機汚泥対策 平成13年度 事業開始 平成13年度 事業着手 平成18年度 事業完了予定	平成13年度 事業開始 ・有機汚泥対策 平成13年度～平成14年度 終了 ・底質ダイオキシン類対策 平成15年度～平成17年度 調査 平成18年度 処理対策着手予定 平成27年度 事業完了予定	平成13年度 事業開始 ・有機汚泥対策 平成13年度～平成14年度 終了 ・底質ダイオキシン類対策 平成15年度～平成17年度 調査 平成18年度 処理対策着手予定 平成41年度 事業完了予定
	②事業規模 ・有機汚泥：約19万m ³	・有機汚泥：約4万m ³ ・底質ダイオキシン類： 約93万m ³ （約56万m ² ）	・有機汚泥：約4万m ³ ・底質ダイオキシン類： 約93万m ³ （約56万m ² ）
	うち完了分 -	・有機汚泥：約4万m ³ （終了） ・底質ダイオキシン類：汚染範囲の調査のみ	・有機汚泥：約4万m ³ （終了） ・底質ダイオキシン類：約1.1万m ³
	進捗率 -	・有機汚泥：100 % ・底質ダイオキシン類：0 %	・有機汚泥：100 % ・底質ダイオキシン類：1%
	③総事業費 13億円	147億円 (うち底質ダイオキシン類対策145億円)	147億円 (うち底質ダイオキシン類対策145億円)
	うち既投資額 -	4.1億円 (うち底質ダイオキシン類対策2.6億円)	8.6億円 (うち底質ダイオキシン類対策7.1億円)
	進捗率 -	約3 % (うち底質ダイオキシン類対策 2%)	約6 % (うち底質ダイオキシン類対策 5%)
5 事業の優先度の視点	④事業内容の変更状況とその要因 【再評価時点】（底質ダイオキシン類対策） 当初、有機汚泥の除去浚渫を実施することにより、大阪港の水環境の悪化を未然に防ぐとともに浚渫区域の水質改善を図ることを目的として事業を進めていたが、平成14年度に特措法に基づく底質ダイオキシン類の環境基準が施行されたため、有機汚泥から緊急性の高い底質ダイオキシン類対策へと水環境保全のための事業対象を変更する必要が生じた。 【再々評価時点】（底質ダイオキシン類対策） 底質ダイオキシン類対策としては、まず中濃度対策を優先させ着実に施工するものであるが、対策費用縮減のため袋詰脱水処理工法（独立行政法人土木研究所ら官民共同開発技術）を実施している。		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由 平成22年度までは、再評価時点で想定していた事業スケジュールに基づき実施してきた。しかし、全体事業費が147億円と巨額であるにもかかわらず、近年の厳しい財政状況から年間1億円程度と非常に限られた事業費となっており、平成23年度以降は年次計画通りの予算確保がますます難しく、スケジュールどおりの事業進捗が図れなくなっている。		
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策) ・事業の特性上、規模縮小は不可能であるが、覆砂工法等の代替措置や今後の技術革新などによるコスト縮減の可能性はある。		
	⑦今後の事業進捗の見通し ・事業規模が広範囲かつ大量に及ぶ汚染特徴により、とりわけ厳しい本市財政状況のなか対策の早期完結が難しく、財源の確保を含め全市的な取り組みが必要であると考えている。 ・特措法にダイオキシン類の除去等に関する技術の研究の推進などが定められており、国レベルだけでなく、他の地方公共団体や民間など様々な主体レベルと連携していくが、技術的課題も多いことから速やかな事業の遂行が難しい側面があり、まずは中濃度対策を優先させ着実に施工していく。 ・高濃度ダイオキシン類対策に対する安価で迅速に処理可能な無害化処理技術の早期実用化や、厳しい財政状況の中、嵩上げ率の引上げなどさらなる財政措置も含め、対策全般に対し国へ要望していく。		
6 特記事項	[重点化の考え方] 平成23年度港湾局運営方針において、重点的に取組む主な戦略として、①国際コンテナ戦略港湾の実現、②ハード整備・ソフト対策が充実した防災、減災体制の確立（防潮堤の耐震補強・橋梁の耐震化・大阪港地震、津波アクションプラン）、③施設の適切な維持管理の充実、④企業誘致と都市基盤の充実、⑤国内外からの観光客を呼込む施策の強化の5つとしており、本事業の重点化の位置づけはない。		
	[事業が遅れることによる影響] 平成18年度の事業再評価時点では事業完了年度を平成27年度としていたが、今回の評価に合わせ平成41年度へ変更している。これにより事業期間が14年延びることとなるが、港湾区域の水質ダイオキシン類について毎年モニタリング調査を実施し、水質の環境基準を超過していないことから直ちに健康被害が生じる状況でないことを確認している。		
7 対応方針（原案）	「事業継続（評価C）」 ・全体事業費が147億円と巨額であるにもかかわらず、年間1億円程度と非常に限られた事業費見込みとなっていることから、現時点では「限定的な実施にとどまるもの（C）」と評価する。 ・なお、必要性の高い事業であるので、事業費の確保について、他事業のコスト縮減など、様々な視点から検討し、また港湾局単独ではなく全庁横断的に環境改善に取り組めるよう検討していく。		